

古文書解読チャレンジ講座第十七回

トルコ人、明治の東京にあらわる

出典…

「普通第1種 稟申録・雑件之部〈官房外務掛〉」

「請求記号」… 620. D3. 14

平成二十六年十二月 東京都公文書館

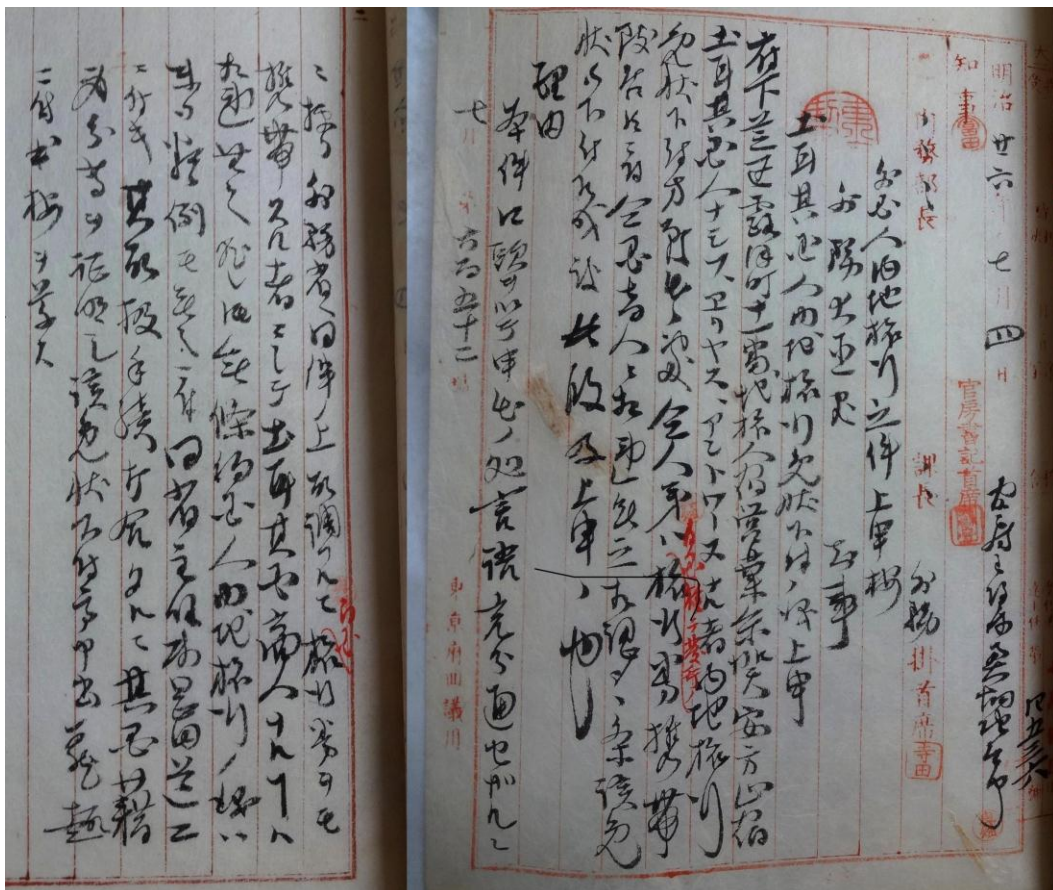
今回の古文書解読チャレンジ講座では、明治二十年代の東京府文書を取上げます。

明治時代、日本国内を外国人が自由に旅行したり、希望する場所に暮らしたりすることはできず、国内の移動のためには「内地旅行免状」が必要でした。しかし、日本には世界各国から商売や旅行などのために来日する外国人が後を絶たず、自由な国内移動を求める声が高まってきました。そして、不平等条約の撤廃と引き換えに内地雑居が認められることになりましたが、それまでには様々なトラブルや問題も発生しました。

今回の史料は、明治二十六年（一八九三）のある日、東京に現れたトルコ人と名乗る謎の人物をめぐる東京府と外務省とのやり取りをつづったものです。一体どのような内容でしょうか。

史料「トルコ人内地旅行免状下付方出願の件に付国籍証書交付の旨 外務省庶務課長心得より照会」

「普通第1種 稟申録・雑件之部〈官房外務掛〉」



二 史料の解読／読み下し例

明治廿六年 七月 四日 官房主任 奥奥畑 健太郎
知事 官房書記首席 四五三六

明治廿六年 七月 四日 官房書記首席 四五三六
内務部 謙 外務 掛首席

外国人内地旅行之件 上申 按

外務大臣 宛 知事

土耳其 国内地 旅行 免状下付ノ儀 上申

府下 芝区 露月町十一番地 旅人 宿 營業 參賀 安 方 止 宿
在下 芝区 露月町十一番地 旅人 宿 營業 參賀 安 方 止 宿

土耳其 国内地 ナシフ、エリヤス、アントワーヌナル者 内地 旅行
土耳其 国内地 ナシフ、エリヤス、アントワーヌナル者 内地 旅行

免状下付 方 願 出候 廻 全 人 義 八 旅行 券 携 帶
免状下付 方 願 出候 廻 全 人 義 八 旅行 券 携 帶

致 居 候 二 付 全 国 商 人 二 相 違 無 之 相 認 候 條 該 免
致 居 候 二 付 全 国 商 人 二 相 違 無 之 相 認 候 條 該 免

状 御 下 付 相 成 度 此 段 及 上 申 候 也
状 御 下 付 相 成 度 此 段 及 上 申 候 也

二付本 按ヲ草ス

理由

本件 口頭ヲ以テ申出ノ 処 言語 充分 通セザルニ
本件 口頭ヲ以テ申出ノ 処 言語 充分 通セザルニ

二 抛リ 外務省、同伴ノ 上 取調フルニ 旅行 券ヲモ
二 抛リ 外務省、同伴ノ 上 取調フルニ 旅行 券ヲモ

携 帶 スル者 ニシテ 土耳其 国内地 商人 ナルコトハ
携 帶 スル者 ニシテ 土耳其 国内地 商人 ナルコトハ

相違 無之 然レトモ 無條 約 国内地 旅行 ノ儀ハ
相違 無之 然レトモ 無條 約 国内地 旅行 ノ儀ハ

未 夕 類 例 无 之 二 付 同 省 主 任 属 岡 田 道 二
未 夕 類 例 无 之 二 付 同 省 主 任 属 岡 田 道 二

二 付 キ 其 取 扱 手 続 打 合 タルニ 其 国 籍
二 付 キ 其 取 扱 手 続 打 合 タルニ 其 国 籍

身 分 等 ヲ 証 明 シ 該 免 状 下 付 方 申 出 可 然 趣
身 分 等 ヲ 証 明 シ 該 免 状 下 付 方 申 出 可 然 趣

二 付 本 按 ヲ 草 ス

【解読文】

明治廿六年七月四日 官房主任属奥畑健太郎

知事 官房書記首席

内務部長 課長 外務掛首席

外国人内地旅行之件上申按

外務大臣宛 知事

土耳其人内地旅行免状下付ノ儀上申

府下芝区露月町十一番地旅人宿営業参賀安方止宿

土耳其人ナシフ、エリヤス、アントワーヌナル者内地旅行

免状下付方願出候処全人義ハ自国於テ発行ノ旅行券携帯

致居候ニ付全国商人ニ相違無之相認め候条該免

状御下付相成度此段及上申候也

理由

本件口頭ヲ以テ申出ノ処言語充分通セザルニ

ニ抛リ外務省へ同伴ノ上取調フルニ自国旅行券ヲモ

携帯スル者ニシテ土耳其国商人ナルコトハ

相違無之然レトモ無條約国人内地旅行ノ儀ハ

未夕類例モ無之ニ付同省主任属岡田道二

ニ付キ其取扱手續打合タルニ其国籍

身分等ヲ証明シ該免状下付方申出可然趣

ニ付本按ヲ草ス

【読み下し例】

明治廿六年七月四日 官房主任属奥畑健太郎

知事 官房書記首席

内務部長 課長 外務掛首席

外国人内地旅行之件上申按

外務大臣宛 知事

土耳其人、内地旅行免状下付の儀上申。

府下芝区露月町十一番地、旅人宿営業参賀安方止宿

土耳其人ナシフ、エリヤス、アントワーヌなる者、内地旅行

免状下付方願出候処、全人義は自国於て発行の旅行券携帯

致居候に付、全国商人に相違これ無きと相認め候条、該免

状御下付相成りたく、此段上申におよび候也。

理由

本件口頭を以て申出の処、言語充分通ぜざるに

に抛リ、外務省へ同伴の上取調ぶるに、自国旅行券をも

携帯する者にして、土耳其国商人なることは

相違これ無し。然れども、無條約国人内地旅行の儀は

未だ前例もこれ無きに付き、同省主任属岡田道二

に付き其扱い手續打合せたるに、其国籍

身分等を証明し該免状下付方申出然るべき趣

に付き、本按を草す。

【解釈】

東京府芝区露月町十一番地にある旅館参賀安方に宿泊するトルコ人のナシフ・エリヤス・アントワーヌという者が、日本国内の旅行免状発行を願い出しましたが、同人は、自国（トルコ）で発行した旅券を携帯しているため、トルコ出身の商人に間違いないと認められます。そのため、彼が希望する免状を発行して頂きたく上申します。

理由

ナシフ・エリヤス・アントワーヌはこの件を口頭で申し出ましたが、言語が充分に通じないので、外務省へ同伴して取り調べたところ、自国の旅行券をも携帯している者なのでトルコ国商人であることは間違いありません。しかし、条約を締結していない国の人間が日本内地を旅行するということは類例もありませんので、外務省の主任属岡田道二に取り扱い手続きについて打合せたところ、その国籍や身分などを証明し免状の発行を申し出てよろしいそうなので、この案を作成しました

三、史料解説

■内地旅行免状とは

今回の史料に登場する「内地旅行免状」とは一体どのようなものでしょうか。

ペリー来航とそれに続く条約によって日本は開国し、横浜や長崎などでは居留する外国人の数が増えていきました。ただし、彼らは自由に日本国内を移動できたわけではありません。「外国人遊歩規程」というものが定められており、外国人居留地内およびそこから約四十キロメートルの範囲内では活動することが許されませんでした。この条件は明治維新後も同様で、もし、外国人が居留地以外の地域へ出かけたいと思った時には、外務省に申請し「内地旅行免状」を発給してもらうことが必要でした。また、内地旅行免状は病氣療養など特別な理由のある時しか発行されませんでした。

日本にやってくる外国人たちは、自由に日本国内を移動し商品の売買を行ったり、居住したりしたいとの希望を持ち、日本政府に遊歩規程の撤廃を求めました。しかし、領事裁判権を残したまま、外国人の自由な移動を認めることに反対論も相次ぎ、世論も巻き込んだの大きな問題となりました。これを内地雑居問題（または内地開放問題）といいます。

今回の史料は明治二十六年（一八九三）に作成されたもので、

外国人の国内移動には内地旅行免状が必要だった時期にあたり、この翌年に領事裁判権と治外法権（いわゆる不平等条約）の撤廃を認める日英通商航海條約が締結されると、それと引き換えにして内地雑居が認められることとなります（発効は明治三十二年・一八九九年）。

■日本とトルコ

近代における日本とトルコとの関係は、意外に古く、明治二十年（一八八七）に始まります。この年、小松宮彰仁親王が欧州歴訪と同時にオスマン帝国を訪問、明治天皇からの勲章をスルタンのアブデュル・ハミト2世に奉呈しました。その答礼として明治二十三年、オスマン帝国の軍艦エルトゥールル号が日本に派遣されますが、その帰途に和歌山沖で台風にあおられ座礁・沈没してしまいました。この時、現地の住民たちは乗組員の救出と介抱にあたり、生存者は日本の軍艦でトルコまで送り届けられました。このように、使節の派遣や、事故の救難活動を通じ両国の結びつきは強くなりましたが、条約の締結をめぐって両国の間には対立もあり、正式な国交は結ばれませんでした。

■ナシフ・エリヤス・アントワーヌとは何者なのか

日本とトルコの間には、正式な国交が結ばれなかったのはすでに書いた通りで、国交樹立は大正末のことでした。そのため、明治

期に作成された今回の史料の中には「無條約国人」という言葉が出てきます。この時は、「ナシフ・エリヤス・アントワーヌ」がオスマン帝国発行の旅券を所持していたため、外務省で身分を保証する書類を東京府へ回送し、同時に免状も無事に発行されています。文中に商人である旨が書かれていますが、一体この「ナシフ・エリヤス・アントワーヌ」なるトルコ人、何者なのかは不明です。何を日本で販売しようとしていたのか、どうして言葉も通じない日本へやって来たのか、いつまで滞在したのか、などなど謎は尽きません。

そもそも、「アントワーヌ」はトルコの伝統的な名前ではなく、彼が本当にトルコ出身の商人だったのかも怪しいところですが、今となつては真相は闇の中です。

史料からは、言葉の通じない外国人商人を前に、四苦八苦して何とか身分を確認し、書類発行を行おうとする当時の東京府の役人の姿を垣間見ることができます。